

戸田市小規模修繕事業者登録要綱

令和6年11月22日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模な修繕契約について、小規模事業者を対象に登録制度を設け、市内の小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 対象となる小規模修繕の契約(以下「対象契約」という。)は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められる施設等の修繕契約であって、1件の予定価格が50万円以下のものとする。

(登録資格)

第3条 小規模修繕事業者として登録ができる者は、市内に本店を有する法人又は市内に住民登録及び主たる事業所を有する個人事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 対象契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 次に掲げる税を滞納している者
 - ア 法人税(個人にあっては、所得税)
 - イ 消費税及び地方消費税
 - ウ 市税
- (3) 戸田市建設工事等入札参加資格に関する規則(平成25年規則第6号)の規定に基づく戸田市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事の請負に係る業種に限る。)に登載されている者(以下「建設工事等入札参加資格者名簿登載者」という。)
- (4) 対象契約の履行に当たって、法令の定めにより必要となる許可、免許又は登録(以下「許可等」という。)を受けていない者
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者

(登録方法等)

第4条 登録を希望する者は、小規模修繕事業者登録申請書に係る書類を添え

て、期間内に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の受付を隔年度に1回実施（以下「定期受付」という。）するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市長は、定期受付の終了後から次の定期受付の開始までの間は、随時受付を実施することができる。
- 4 前2項に規定する受付の受付方法及び受付期間は、市ホームページに掲載するものとする。
- 5 市長は、第1項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、適格であると認められた者を小規模修繕事業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登載する。

（登録の有効期間）

第5条 登録の有効期間は、次に掲げるところによる。

- (1) 定期受付による登録を受けた者に係る登録の有効期間は、定期受付を実施した年度の翌年度の初日から2年間とする。
- (2) 随時受付による登録を受けた者に係る登録の有効期間は、名簿に登載した日からその直前の定期受付による登録を受けた者に係る登録の有効期間の末日までとする。

（登載者の取扱い）

第6条 市長は、対象契約に係る業者の選定に際しては、名簿に登載された者を積極的に活用するよう努めるものとする。ただし、建設工事等入札参加資格者名簿登載者又は戸田市物品購入等入札参加資格に関する規則（平成25年規則第19号）の規定に基づく戸田市物品購入等入札参加資格者名簿に登載されている者からの選定を妨げない。

（名簿の公表）

第7条 市長は、名簿を市ホームページにおいて、公表するものとする。

（変更等の届出）

第8条 名簿に登載された者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 申請の内容に変更が生じたとき。
- (2) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (3) 許可等の更新又は失効があったとき。

（名簿からの抹消）

第9条 市長は、名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消することができる。

(1) 第3条に規定する登録資格を有しなくなったとき。

(2) 前条の規定による届出を怠ったとき。

(3) 申請の内容に虚偽があったとき。

(申請書等の様式等)

第10条 この要綱における申請書の様式並びに申請書及び関係書類の提出の期間については、市長が別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月22日から施行する。